

事案書（
 ☒
 経営会議

 ☐
 調整会議
)

開催日：平成24年2月16日（木）
 担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名：大和市心身障害者医療費助成条例の一部改正について																																											
提出理由：大和市心身障害者医療費助成条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため																																											
内 容：																																											
1 背景		⇒対応：人工透析患者が、特定疾病療養制度や自立支援（更生）医療制度を活用した負担軽減が受けられるよう勧奨する。																																									
・神奈川県における重度障がい者に対する医療費助成制度は、身体及び知的重度障がい者の健康保持及び増進を目的に創設されたもので、県費 10 割の事業として、昭和 48 年に開始された。		・所得制限の導入において市民税の未申告者は対象外となるため、本来対象でありながらも制度利用ができなくなる者が出現する恐れがある。																																									
・その後県の補助率は、段階的に引き下げられ、現在の補助率は 1/2 である。		⇒対応：広報での周知を徹底するとともに未申告者に対する個別指導を実施する。																																									
・県は、医療費助成制度を安定的にかつ継続的に維持・運営するために、平成 20 年度に本人の医療窓口における一部負担金の導入と、65 歳以上で新たに障がい認定を受けた者の制度適用除外を実施し、平成 21 年度からは所得制限を追加した。		4 条例改正の概要																																									
・こうした県の見直しに伴い対象外となった者に対し、本市では制度利用者への新たな負担を発生させないとの考え方から、市費単独による助成の継続を行ってきた。		・対象者に「精神障害者手帳 1 級に該当する者」を追加する。																																									
・また、県では、平成 24 年度から新たに精神障がい者を制度の対象にする予定である。		・「65 歳以上の新規障がい認定者」と「所得制限超過者」を適用除外とする。ただし、附則において現に本制度の対象者である者については、「65 歳以上の新規障がい認定者」の規定は、適用しないものとする。																																									
2 基本的な考え方		・精神障害者手帳 1 級に該当する者への助成については、入院を対象外とする規定を追加する。																																									
・本市においても、身体・知的・精神の「3 障がいの一元化」の観点から、県と同様に精神障がい者に対する医療費助成の適用拡大を行う。		5 医療費助成額の見込み																																									
・一方、精神障がい者に適用拡大を図ることから、本市の財政負担も増大することから、65 歳以上の新規障がい認定者の適用除外及び所得制限を導入し、本制度の安定的な維持・運営が図られるよう現条例の改正を行う。		・精神障がい者を新たに対象とすることによる助成費の増大に対しては、現在市費単独助成としている 65 歳以上の新規障がい認定者及び一定以上の所得者を制度の適用外とすることで、緩和を図っていく。																																									
3 主な課題とその対応について		医療費助成額等年度推移見込み（単位：千円）																																									
・人工透析患者の団体を中心に「現行制度の維持」を求める議会への陳情・請願が過去 7 回あり、いずれも採択されている。		<table><tr><th rowspan="2">年 度</th><th colspan="2">現行制度維持</th><th colspan="2">改正案</th></tr><tr><th>助成額</th><th>一般財源</th><th>助成額</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>H24</td><td>523, 447</td><td>323, 752</td><td>534, 534</td><td>326, 173</td></tr><tr><td>H25</td><td>533, 916</td><td>334, 221</td><td>520, 729</td><td>308, 035</td></tr><tr><td>H26</td><td>544, 594</td><td>344, 899</td><td>525, 683</td><td>312, 729</td></tr><tr><td>H27</td><td>555, 486</td><td>355, 791</td><td>530, 861</td><td>317, 642</td></tr><tr><td>H28</td><td>566, 596</td><td>366, 901</td><td>536, 268</td><td>322, 779</td></tr><tr><td>計</td><td>2, 724, 039</td><td>1, 725, 564</td><td>2, 648, 075</td><td>1, 587, 358</td></tr></table>			年 度	現行制度維持		改正案		助成額	一般財源	助成額	一般財源	H24	523, 447	323, 752	534, 534	326, 173	H25	533, 916	334, 221	520, 729	308, 035	H26	544, 594	344, 899	525, 683	312, 729	H27	555, 486	355, 791	530, 861	317, 642	H28	566, 596	366, 901	536, 268	322, 779	計	2, 724, 039	1, 725, 564	2, 648, 075	1, 587, 358
年 度	現行制度維持		改正案																																								
	助成額	一般財源	助成額	一般財源																																							
H24	523, 447	323, 752	534, 534	326, 173																																							
H25	533, 916	334, 221	520, 729	308, 035																																							
H26	544, 594	344, 899	525, 683	312, 729																																							
H27	555, 486	355, 791	530, 861	317, 642																																							
H28	566, 596	366, 901	536, 268	322, 779																																							
計	2, 724, 039	1, 725, 564	2, 648, 075	1, 587, 358																																							
経 過		今後の予定																																									
H20. 10	県「医療窓口での一部負担金」の導入、「65 歳以上の新規障がい認定者」の適用除外実施	H24. 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議																																									
H21. 10	県「所得制限」を導入	H24. 4 市民意見公募手続きの実施																																									
H23. 12	県知事「精神障がい者への適用拡大」を県議会において答弁	H24. 6 議案上程																																									
		H25. 1 改正条例施行																																									
		H25. 10 所得制限の施行																																									